

# 社会体育施設・学校体育施設の再開に向けた 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日  
改正令和2年7月18日  
改正令和3年7月5日  
改正令和3年10月28日  
改正令和3年11月16日  
改正令和4年3月7日  
改正令和4年4月1日  
都留市教育委員会

## 施設の予約受付時の対応

施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明示して、協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

## 施設の開館における対応

### 1 3密の回避

#### (1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 館内のトイレ、更衣室、放送室等の各部屋については、30分に1回、5分程度、窓と入口ドアを全開にし、必要換気量を確保する。
- ② 施設利用の際は、全て入口ドアを開放して使用する。また、窓を開放したままで利用できる場合や、網戸が設置してある窓については常時開放する。

#### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 屋内の施設については、施設ごとに利用人数の上限を設定し利用制限を行う。
- ② 体育施設については、床面積等に対し一人当たり8㎡とし利用人数を制限する。
- ③ 体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし利用人数

数を制限する。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 休憩する際には人との間隔を 2 m 以上確保する。
- ② 施設内の通行は右側通行とする。

2 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用等

- ① 利用者はマスクを持参し、常時着用する。
- ② 運動時のマスク着用により健康を害する可能性がある場合には、運動強度を下げるなどの工夫をする。なお、水泳などやむを得ずマスクを外す必要がある運動においては、非着用時の十分な距離の確保などの取り組みを必ず実施する。
- ③ 施設利用中に大きな声での会話、応援等は控える。

(2) 運動・スポーツを行う際の留意点

- ① 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わない。
- ② タオルの共用は控える。

(3) 手洗い・手指消毒

- ① 来館時、退館時、トイレ利用後の手洗い、または、持参した消毒液（高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤）で手指の消毒を徹底する。
- ② 施設入口に注意喚起掲示を設置して、利用者の手洗い・手指消毒を促す。

(4) 体調チェック等

- ① 利用前に検温を行い来場する
- ② 次の症状がある方は、施設の利用を控える。
  - ・風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や発熱（平熱より 1 度以上高い）症状ある方。
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
  - ・咳、痰、嘔吐、下痢、胸部不快感のある方。
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
  - ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ③ 次の項目に該当する方は、施設の利用を控える。
  - ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発

表されている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。

- ・感染による重症化を引き起こしうる疾病をお持ちの方。(糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)
- ・妊娠をされている方
- ・地域の学校にて休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生(18歳未満)の方。

#### (5) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー、ドアノブ等)は、高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤を各団体に用意し、活動前後に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 各トイレに石鹸を設置する。
- ④ 複数ある小便器は、1つおきに使用するよう表示する。

#### (6) 休憩スペースのリスク軽減

- ① 休憩スペースでは、対面で食事や会話を行わない。
- ② 共用する備品等は、定期的に消毒を行う。
- ③ 清拭消毒が難しい備品等については貸出を行わない。

#### (7) 屋外喫煙スペースの使用制限

一度に利用する人数を減らすため、人と人との距離を保つこと。

#### (8) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤を各団体に用意し、活動前後に清拭消毒を行うこと。
- ② ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰る。

#### (9) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避け、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

## (10) 食事の制限

屋内施設における食事は、原則として禁止する。ただし、長時間に渡る施設利用など、食事を必要とする場合は次の事項を遵守しながら食事を行うこと。

- ・ 飲食時における感染防止策の徹底
- ・ 飲食中の会話、発声の自粛

## 3 施設ごとの注意点等

### (1) 利用について

- ① 施設ごとの同時時間帯での最大利用者数は、次のとおりとする。
  - ・ 市民総合体育館メインアリーナ：100人（片面利用の場合は50人）
  - ・ 市民総合体育館サブアリーナ：36人
  - ・ 市民総合体育館武道場：60人
  - ・ 市民総合体育館会議室A：14人
  - ・ 市民総合体育館会議室B：12人
  - ・ 市民総合体育館記録室：10人
  - ・ 市民総合体育館放送室：4人
  - ・ 下谷体育館：80人（片面利用の場合は40人）
  - ・ 市民プール：60人
  - ・ 市民プール更衣室：3人
  - ・ 楽山球場本部室：8人
  - ・ 楽山球場記録室：2人
  - ・ 楽山球場会議室：11人
  - ・ 楽山球場審判控室：6人
  - ・ 楽山球場医務室：2人
  - ・ 楽山球場放送室：2人
  - ・ やまびこ競技場本部室（会議室・審判控室）：9人
  - ・ やまびこ競技場記録室：3人
  - ・ やまびこ競技場医務室：7人
  - ・ やまびこ競技場放送室：3人
  - ・ 住吉球場本部室：4人
  - ・ 住吉球場放送室：1人
  - ・ 各小中学校体育館（都留文科大学附属小学校、旭小学校除く）：100人（片面利用の場合は50人）
  - ・ 都留文科大学附属小学校体育館：40人（片面利用の場合は20人）

- ・旭小学校体育館：80人（片面利用の場合は40人）
- ② 大会及びイベントを目的とした施設利用、同一時間帯の複数団体施設利用（対外試合、合同練習）（以下「大会等」という。）は、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域在住者の参加を制限し、本ガイドラインによる収容定員以下の参加人数とするほか、主催者が本ガイドラインに基づく感染防止対策を提出し、感染防止対策を講じる大会等のみ許可する。
- ③ 学校体育施設について、学校が学校行事等で利用する場合は、当該学校長と教育委員会において協議し、最大利用者数を設定する。

## （2）団体利用者について

- ① 施設利用代表者（申請者）には、参加者全員の名簿を作成、保管してもらい、施設利用者から感染者が発生した場合において、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保すること。
- ② 施設利用代表者（申請者）には、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力すること。

## （3）緊急事態宣言区域等在住者に対する利用制限

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域在住者の利用を制限する。なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。ただし、本市及び次の者が実施する大会において当該区域在住者が参加しないと成立しない大会等については、利用申請時に当該大会ガイドラインを提出し、本市が許可した場合は当該大会実施ガイドラインに準じた制限とする。

- ① 都留市スポーツ協会に加盟する競技団体
- ② 小中学校体育連盟、高等学校体育連盟等の学校体育団体
- ③ その他教育長が認めた者

#### 利用者への注意喚起（ホームページ・施設掲示・書面配布等）

施設利用者の来館時の健康チェック強化のため、施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくないときの来館・利用自粛について、本ガイドラインに則した内容の施設内掲示やホームページへの掲載をもって利用者へ呼びかけ、実行徹底を強く求める。

#### 既存事業やイベントへの対応

- 1 幼児・学童・学生を対象とした事業への対応
  - (1) 地域の学校にて休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生（18歳未満）を対象とした教室並びにイベントは休講とする。
  - (2) 休業期間は地域学校の休業状況に則して柔軟に対応する。

#### 感染者情報に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

- 1 即時に保健所への報告を行う。（求められる情報の速やかな開示）
  - ・滞在者情報の摘出
  - ・特に感染者の入館時から退館時の1時間後までに在館されていた利用者、利用団体のリストアップ

#### 富士・東部保健所（地域保健課）

**TEL : 0555-24-9035      FAX : 0555-24-9037**

- 2 保健所の指示に従った上で早い段階で休館を決定し、関係者への周知を図る。
- 3 感染者利用などの判明により、同時間帯の在館者への連絡、あるいは利用者から自分が利用していた月日や時間の問い合わせへの応答等の対応を図る。
- 4 関連者リストの提出を想定し、抽出するデータベースの確認や作表を行う。
- 5 専門業者、施設管理者等による施設の消毒を実施する。